

## 横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱

制 定 平成17年12月20日福子放第10167号  
最近改正 令和8年1月29日こ放第1444号

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、放課後キッズクラブを運営する法人（以下「運営法人」という。）について、公平かつ適正に選定するために必要な手続きを定めるものである。

2 第3条第2項に規定する運営法人の再選定にあたり必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、横浜市放課後キッズクラブ運営法人の再選定に関する要綱（平成23年7月1日こ放第206号）において、別に定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱（平成22年3月17日こ放第879号）及び横浜市放課後キッズクラブ事業補助金交付要綱（平成18年3月2日福子放第10304号）の例による。

### (運営法人の選定)

第3条 放課後キッズクラブの運営法人は原則として公募とし、所在地の区の区長（以下「区長」という。）は、当該応募したものの中からそれを選定する。

2 第1項の規定にかかわらず、第10条に規定する選定期間の終了にあたって、運営法人が継続して当該校放課後キッズクラブの運営を希望する場合、区長は、公募によらず、当該法人を審査し、選定することができる。

### (応募資格)

第4条 運営法人の応募資格を有する者は、次の各号全てに該当する法人とする。

- (1) 原則として、放課後児童育成事業、青少年育成事業、子育て支援事業、教育等の次世代育成事業を、法人格を有しながら概ね2年実施しており、当該事業実績が良好で、かつ今後も安定した経営が見込まれる法人であること。ただし、これまで「放課後キッズクラブ」の運営に携わってきた地域の人材が立ち上げたNPO法人については、構成する人員の実績をもって法人の実績に代えることができる。
- (2) 代表者又は役員が、拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (3) 法人が、申請日時点において、過去5年間に第9条第3項による選定の取消を受けていないこと。
- (4) 代表者又は役員が、申請日時点において、過去5年間に横浜市の補助金に関し、不正又は著しく不当な行為をしていないこと。ただし、不正又は著しく不当な行為をしていた場合であっても、適正な改善がなされていると区長が認める場合はこの限りでない。
- (5) 代表者又は役員が法令等に抵触し、又は抵触する恐れのある行為を行い又はその疑いがある者である等、本市の放課後キッズクラブ事業の運営法人とすることが不適当であると区長が認めるものではないこと。
- (6) 代表者又は役員が、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例

第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。

(7) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(9) 市町村民税を滞納していないこと。

(申請書類等)

第5条 第3条第1項に規定する運営法人の選定に係る応募を行う法人は、横浜市放課後キッズクラブ運営法人選定に係る応募申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

(1) 法人の連絡先・概要

(2) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

(3) 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定・賃金規則・役員名簿等）

(4) 法人の登記簿謄本

(5) 代表者の履歴

(6) 印鑑証明書

(7) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度の決算書等

(8) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度の納税証明書等

(9) 欠格事項に該当しないことの宣誓書

(10) 活動計画及び事業運営に関する書類

2 前項第1号から第10号までに掲げる書類に関し必要な事項は、別に定める。

3 区長は、第1項に定める申請書類のほか、運営法人の選定にあたって必要があると認める場合には、当該応募法人に対して、追加資料の提出を求めることができる。また、特に必要と認める場合は、実地調査を行うことができる。

(選定基準)

第6条 運営法人の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとする。

(1) 放課後キッズクラブ事業の趣旨について理解し、適切な事業提案を行っていること。

(2) 地域や学校との連携を図りながら、小学校施設等を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を、効果的かつ効率的に提供することができること。

(3) 運営法人は、横浜市放課後キッズクラブ事業の趣旨について理解し、横浜市が提供する保護者の手続き等の負担軽減や児童の安全、保護者の安心感につながる入退室の情報の提供等を目的としたシステムを使用すること。

(選定評価委員会)

第7条 区長は、第3条第1項に定める運営法人の選定にあたり、区放課後キッズクラブ運営法人選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）を設置する。

2 選定評価委員会は、運営法人の評価等を行い、区長に評価内容を報告するものとする。

3 選定評価委員会の運営に必要な事項は、区長が別に定める。

(選定の公表及び報告)

第8条 区長は、選定結果を速やかに応募法人に通知するとともに、その結果を公表するものとする。

2 前項に規定する通知は、放課後キッズクラブ運営法人選定決定通知書（第2号様式）又は放

課後キッズクラブ運営法人選定結果通知書（第3号様式）により行うものとする。

3 区長は、運営法人を選定したときは、速やかにこども青少年局長へ報告するものとする。

（選定期間）

第9条 運営法人選定の期間は、選定期間の開始日の属する会計年度から起算して、5年目の会計年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、その範囲内において、選定の期間を別に定めることができる。

3 次の各号に掲げる事項により、運営することが適当でないと認めるときは、区長は、法人の選定の取消又は運営の停止を命じることができる。

(1) 正当な理由なく本市の指示に従わないとき

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(3) 児童虐待等により、児童及び保護者の信用を失墜したとき

(4) 放課後キッズクラブにおいて、営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき

(5) その他放課後キッズクラブを運営することが著しく適当でないと区長が認めるとき

4 不可抗力又はこれに類する事由により、運営の継続が困難となった場合、区長は法人の選定の取消し又は運営の停止を命じることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、こども青少年局長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年12月20日から施行する。

（経過措置）

2 平成16年9月から平成18年4月までに開設された放課後キッズクラブの運営法人を選定する手続は、第2条の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月29日から施行する。

横浜市放課後キッズクラブ運営法人選定に係る応募申請書

年 月 日

(あて先) 横浜市 区長

住所 (主たる事務所の所在地)

電話 ( ) —  
氏名 (法人名又は団体名及び代表者の職氏名)

次の放課後キッズクラブ運営法人選定について応募します。

放課後キッズクラブ名 :

注 1 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

注 2 複数の放課後キッズクラブに応募する際は、以下 (2) の書類については応募する放課後キッズクラブごとに作成してください。

|                                  |                  |                  |
|----------------------------------|------------------|------------------|
| (1) 事業者の概要に関する書類                 | 提出<br>部数         | 該当がない場合の<br>チェック |
| ① 法人の連絡先                         | 部                |                  |
| ② 法人の概要                          | 部                |                  |
| ③ 定款等                            | 部                |                  |
| ④ 就業規定及び賃金規則等                    | 部                |                  |
| ⑤ 法人登記簿謄本                        | 部                |                  |
| ⑥ 代表者の履歴                         | 部                |                  |
| ⑦ 印鑑証明書                          | 部                |                  |
| ⑧ 役員名簿                           | 部                |                  |
| ⑨ 直近 2 年間の決算書類等                  | 部                |                  |
| ⑩ 直近 2 年間の補助金、公的機関からの融資、寄附金等の状況  | 部                |                  |
| ⑪ 直近 2 年間の法人市民税の納税証明書又は非課税を証する書類 | 部                |                  |
| ⑫ 欠格事項に該当しないことの宣誓書               | 部                |                  |
| (2) 活動計画及び事業運営に関する書類             | 応募クラブ数<br>( クラブ) |                  |
| ① 放課後キッズクラブ運営法人としての適格性           | 部                | ×クラブ数            |
| ② 法人の役割                          | 部                |                  |
| ③ 活動計画                           | 部                |                  |
| ④ 学校・家庭・地域との連携                   | 部                |                  |

(第2号様式)

第 号  
年 月 日

(名称)

(代表者名) 様

横浜市

区長

放課後キッズクラブ運営法人選定決定通知書

年 月 日付で応募申請のありました 放課後キッズクラブ運営法人の選定について、以下のとおり貴社（貴団体）を選定することとしましたので通知いたします。

1 放課後キッズクラブ名

2 運営法人

(1) 名称

(2) 所在地

3 選定期間

年 月 日から 年 月 日まで

(第3号様式)

第 号  
年 月 日

(名称)

(代表者名) 様

横浜市 区長

放課後キッズクラブ運営法人選定結果通知書

年 月 日付で応募申請のありました 放課後キッズクラブ  
運営法人の選定について、貴社（貴団体）を選定するに至りませんでしたので、選定結果を  
通知いたします。